

1 【5-1 親権者変更申立事件 認容した事例】

2 平成27年（家）第△×号 親権者変更申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番

5 住所 A県B市C町××番地

6 申立人 甲野花子

7 本籍 A県B市D町×丁目×番×号

8 住所 A県B市D町×丁目×番×号

9 相手方 甲野太郎

10 本籍 相手方に同じ

11 住所 申立人に同じ

12 未成年者 甲野一郎

13 平成14年5月×日生

14 主文

15 1 未成年者の親権者を相手方から申立人に変更する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文同旨

20 第2 当裁判所の判断

21 1 認定事実

22 本件記録によれば、次の事実が認められる。

23 (1) 申立人（昭和43年10月×日生）と相手方（昭和32年9月×生）は、
24 平成10年5月×日に婚姻し、平成14年5月×日に未成年者が、平成21
25 年2月×日に長女がそれぞれ出生した。

1 (2) 相手方は、未成年者が物心ついた頃から、申立人に対し、たびたび殴る蹴
2 るなどの暴力を振るうことがあった。相手方は、幼児である未成年者に対し
3 ても、殴ったり蹴ったり、リモコン等を投げつけたりすることがあった。反
4 面、相手方は、未成年者をかわいがる面もあり、未成年者を連れて出歩くこ
5 ともたびたびあった。

6 (3) 申立人は、平成25年11月頃、相手方に離婚を切り出したところ、未成
7 年者の親権者を相手方とするなら応じられると言わされたため、将来的に未成
8 年者を引き取りたいと思っていたものの、これに応じることとした。

9 申立人と相手方は、同年12月×日、未成年者の親権者を相手方、長女の
10 親権者を申立人と定めて協議離婚した。

11 (4) 申立人は、離婚後、長女を連れて相手方の自宅近くの賃貸マンションで生
12 活し始めた。

13 他方、相手方は、平成26年以降、朝出勤した後、翌朝5時頃に帰宅する
14 ことが多くなった。未成年者は、相手方の不在時は、申立人と夕食を共にす
15 ることもあったが、夜間は、相手方の自宅で一人きりになるためよく眠るこ
16 とができず、日中、学校で眠気を感じて過ごすようになった。

17 (5) 未成年者は、平成26年5月頃から、相手方が不在時の週末に、たびたび
18 申立人宅に泊まつては、翌朝相手方に連れられて帰宅するようになった。

19 未成年者は、同年10月1日、友人の習い事の練習を見に行き、帰宅が午
20 後9時頃になったところ、これに立腹した相手方から、殴る蹴るの暴行を受
21 け、「お前なんか、出て行け」と怒鳴られたため、同日午後10時頃、申立
22 人宅を訪ね、同日を申立人宅で過ごした。

23 以後、未成年者は、申立人宅で生活している。

24 (6) 申立人は、平成26年11月×日、未成年者の親権者を相手方から申立人
25 に変更する旨の調停（A家庭裁判所平成26年（家イ）第×号）を申し立て
26 たが、平成27年5月×日、調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

1 (7) 申立人は、会社員として稼働しており、平成26年に約565万円の収入
2 を得ている。勤務時間は午前9時から午後5時45分までであり、通常、午
3 後7時頃には帰宅している。

4 (8) 未成年者は、現在中学1年生であるが、申立人宅で申立人と長女とともに
5 生活しており、家庭裁判所調査官の面接調査の際、現在の生活で困っている
6 ことはなく、今後も申立人の下で生活していきたいので、親権者を申立人に
7 変更してほしいとの意向を示した。

8 2 検討

9 前記認定事実のとおり、相手方は、未成年者が幼い頃から、その養育に際
10 し、殴る蹴るなどの暴行を加えたことがあり、離婚後未成年者と2人で暮ら
11 すようになってからも、その意に沿わないと暴力を振るい、また、夜間に未
12 成年者を一人きりで留守番させていたものである。未成年者は、相手方から
13 の暴力を契機に申立人の下で生活するようになったところ、申立人は経済的
14 に安定しており、夜間長時間にわたって未成年者を一人にさせるようなこと
15 もなく、その監護状況に問題はみられない。

16 以上に加え、現在13歳である未成年者の年齢からすれば、親権者の変更
17 の判断に当たっては、子の意向も重要な要素となるところ、前記認定事実の
18 とおり、未成年者は、親権者を申立人に変更してほしいとの意向を示してい
19 ることから、未成年者の上記意向も十分に尊重すべきであるといえる。

20 以上によれば、親権者を相手方から申立人に変更することが、未成年者の
21 利益を確保する上で必要かつ相当であるというべきである。

22 3 結論

23 よって、主文のとおり審判する。

24 平成27年10月×日

25 A家庭裁判所

26 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【5-2 親権者変更申立事件 親権者死亡後他の親へ変更した事例】

2 平成26年（家）第△×号 親権者変更申立事件

3 番 判

4 本籍 A県B市C町××番

5 住所 A県B市C町××番地

6 申立人 乙野太郎

7 昭和53年2月×日生

8 本籍 A県D市E町×番

9 住所 申立人に同じ

10 未成年者 乙野一郎

11 平成15年3月×日生

12 主文

13 1 未成年者の親権者を亡乙野花子（本籍A県D市E町×番）から申立人に
14 変更する。【注】

15 2 手続費用は申立人の負担とする。

16 理由

17 第1 申立ての趣旨

18 主文同旨

19 第2 当裁判所の判断

20 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

21 (1) 申立人と亡乙野花子（以下「亡母」という。）は、平成14年4月×日に
22 婚姻し、平成15年3月×日に未成年者をもうけた。

23 (2) 申立人と亡母は、平成18年5月×日、未成年者の親権者を亡母として協
24 議離婚し、以後、未成年者は亡母と同居して生活していた。

25 (3) 申立人は、離婚後も、月1回程度の割合で、未成年者を遊びに連れて行つ

1 たり食事をしたりするなどして面会交流を重ね、養育費の支払も行ってい
2 た。

3 (4) 亡母は、平成25年6月頃、がんに罹患して入院したところ、申立人は、
4 亡母から未成年者を引き取って育ててもらいたいとの依頼を受けてこれを承
5 諾し、未成年者との同居を開始した。

6 (5) 亡母は、平成26年7月×日に死亡したが、申立人は、今後も未成年者が
7 自立するまで責任をもって養育する考えである。

8 (6) 申立人は、会社員であり、550万円程度の年収を得ている。

9 未成年者は、申立人と同居して安定した生活をしており、今後も申立人と
10 生活していくことを希望している。

11 2 上記認定事実によれば、申立人は、亡母との離婚後も未成年者と継続して交
12 流しており、亡母から未成年者を託されて引き取った後は、未成年者を監護
13 し、その監護に問題があることはうかがわれないから、親権者である亡母が死
14 亡した現在にあっては、未成年者の親権者を亡母から申立人に変更すること
15 が、未成年者の福祉に最も合致するというべきである。

16 3 よって、主文のとおり審判する。

17 平成26年12月×日

18 A家庭裁判所

19 裁判官 ○ ○ ○ ○

20 【注】単独親権者とされた父又は母が死亡した場合、①後見が開始し、生存する他方の親
21 に親権者を変更することはできないとする説、②後見人が就職していない間は、生存親に
22 親権者を変更できるとする説、③後見人の就職の前後を問わず、変更できるとする説、④
23 生存親の親権が当然に復活するとする説があるが、近時の裁判例の多くは、③の立場をと
24 っていることにつき、新版注釈民法（25）・親族（5）50頁以下参照。

25

1 【5-3 親権者変更申立事件 却下した事例】

2 平成27年(家)第△×号 親権者変更申立事件

3 判審

4 本籍 A県B市C町××番

5 住 所 A県B市C町××番地

申 立 人 丙 野 太 郎

7 本籍 A県D市E町×丁目×番×号

8 住 所 A県D市E町×丁目×番×号

9 相 手 方 丙 野 花 子

10 本籍 相手方に同じ

11 住 所 相手方に同じ

12 未成年者

丙 野 一 郎

平成17年4月×日生

14 主文

15 1 本件申立てを却下する。

16 2 手続費用は各自の負担とする。

17 理由

18 第1 事案の概要

19 本件は、申立人が、申立人と相手方との協議離婚の際、親権者を母である相
20 手方と定めた未成年者について、父である申立人に親権者を変更することを求
21 めた事案である。

22 第2 当裁判所の判断

23 1 認定事実

24 本件記録によれば、次の事実が認められる。

25 (1) 離婚に至る経緯

26 ア 申立人と相手方は、平成14年6月×日に婚姻し、平成17年4月×日

1 に未成年者をもうけた。

2 イ 婚姻中は、専業主婦であった相手方が主として未成年者を監護養育して
3 きた。

4 ウ 相手方は、平成26年1月頃、未成年者を連れて別居した。

5 エ 申立人と相手方は、同年3月×日、未成年者の親権者を相手方と定めて
6 協議離婚した。

7 (2) 離婚後の申立人と未成年者との交流等

8 ア 未成年者は少年野球のチームに所属しているところ、申立人は、平成2
9 6年4月、未成年者の野球の練習試合の送迎をした。

10 イ 申立人は、平成26年5月には、未成年者の野球の練習にコーチとして
11 参加し、未成年者と夕食をとった。

12 ウ 申立人は、その後も、土日には、未成年者の野球の練習に参加したり、
13 練習試合の送迎をしたりしている。

14 (3) 当事者間の係属事件等

15 ア 申立人は、平成26年4月×日、相手方に対し、未成年者との面会交流
16 を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第××号）及び未成年者の親権
17 者変更を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第×△号）を申し立て
18 た。

19 上記のうち、親権者変更調停については、平成27年2月×日、調停不
20 成立となって本件審判手続に移行した。

21 また、面会交流調停については、相手方は、申立人と未成年者が面会交
22 流することを認めるが、面会交流中に未成年者に緊急の連絡が必要になっ
23 たときのために相手方から申立人に連絡が取れるようにしておくことを求
24 めたのに対し、申立人は、具体的な回数等の取決めを求めるとともに、相
25 手方からの連絡には応じられないとしたため、合意は成立せず、同年4月
26 ×日付けて調停に代わる審判がされ、その後確定した。

1 イ 相手方は、平成26年6月×日、申立人に対し、未成年者の養育費の支
2 払を求める調停（A家庭裁判所同年（家イ）第×号）を申し立てた。上記
3 養育費調停において、申立人は、何ら客観的な裏付けもないにもかかわら
4 ず、相手方が離婚の際に養育費をゼロとすることに合意したと主張し、そ
5 の後、現在まで未成年者の養育費を支払っていない。

6 (4) 当事者等の生活状況

7 ア 申立人は、不動産の仲介、売買を目的とする株式会社の代表取締役であ
8 り、同会社から申立人に支払われた給与は、平成25年は600万円、平
9 成26年は450万円である。

10 イ 相手方は、平成26年6月から派遣社員として稼働するようになり、同
11 月から同年11月までの6か月間の給与収入は115万8354円であ
12 り、これを年収に換算すると約231万円である。相手方の勤務時間は、
13 平日午前9時から午後6時までであり、おおむね午後7時頃までに帰宅し
14 ている。

15 未成年者は、小学校から下校した後、相手方が帰宅するまでは友人宅で
16 遊ぶこともあるが、相手方の帰宅後は相手方の作った夕食をとり、相手方
17 と過ごしている。未成年者は小学校に休まず登校しており、心身の状況に
18 問題はない。

19 2 検討

20 (1) 前記認定事実のとおり、申立人と相手方は、協議離婚の際、未成年者の親
21 権者を母である相手方と定めることに合意したものであるから、離婚に伴つ
22 て新たに親権者を定める場合等と異なり、離婚後現在までの親権者による未
23 成年者の監護養育の状況が劣悪であったり、虐待があつたりするなど、未成
24 年者の福祉に反する事情があると認められる場合に、「子の利益のために必
25 要がある」（民法819条6項）ものとして、親権者を変更すべきものとい
26 える。

1 (2) 申立人は、未成年者には規則正しい生活を教えることが大事であるのに、
2 相手方がフルタイムの勤務を始めたことにより帰宅が遅く、未成年者が午後
3 7時や8時になっても友人宅から帰宅しないことがたびたびあるが、申立人
4 であれば、午後5時に帰宅することが可能であることを親権者変更の理由と
5 して主張する。

6 しかし、そもそも、申立人は相手方との離婚の際に未成年者の親権者を相
7 手方とすることに同意しているところ、離婚後には、未成年者を監護養育す
8 ることになる相手方が稼働することは当然に予測可能であったというべきで
9 あるし、前記認定事実のとおり、相手方の帰宅時間はおおむね午後7時頃で
10 あって、帰宅時間が深夜に及んでいるわけではなく、未成年者は相手方の帰
11 宅後に相手方と夕食をとるなどして過ごしているのであるから、相手方によ
12 る未成年者の監護養育の状況が劣悪であるなど、未成年者の福祉に反する事
13 情があるとはいえない。

14 また、申立人は、相手方は派遣社員であり収入が安定しないのに対し、申
15 立人は会社を経営して安定的な収入を得ているから、申立人が親権者となる
16 方が未成年者の福祉に適うと主張する。しかし、前記認定事実のとおり、相
17 手方は、離婚後稼働して継続的に収入を得ており、未成年者の福祉に反する
18 ような監護状況にあるとは認められない。そもそも、申立人と相手方との経
19 濟力に格差があることが親権者変更の理由にならないのはいうまでもなく、
20 むしろ、子の福祉の観点からは、未成年者がいずれの親と同居して生活した
21 場合でも同程度の生活水準が維持されるよう、収入の多い申立人から収入の
22 少ない相手方に対し、相当額の養育費を支払うべきであるのに、申立人が、
23 客観的な裏付けなしに、相手方が養育費の支払をゼロとすることに合意した
24 と主張して養育費の支払を拒否していること自体が子の福祉に反するものと
25 いうべきである。

26 (3) 以上によれば、未成年者の福祉に反する事情は認められず、親権者を相手

1 方から申立人に変更することが「子の利益のために必要がある」といえない
2 ことは明らかである。

3 3 結論

4 よって、本件申立ては理由がないから却下することとして、主文のとおり
5 審判する。

6 平成27年4月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官

○ ○ ○ ○

9